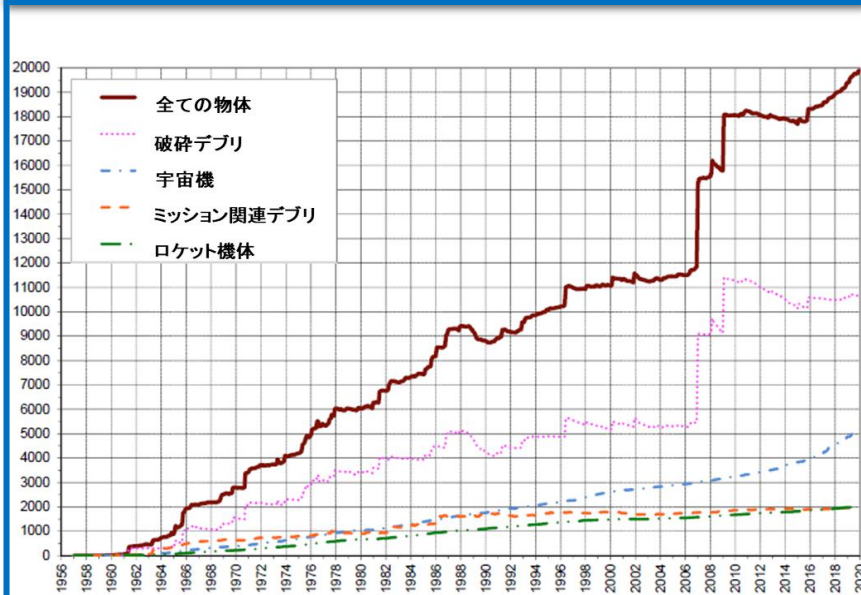


●宇宙空間の状況

宇宙空間においては、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、対衛星兵器等の開発に伴う安全保障上の懸念が増大するなど、その環境は大きく変化

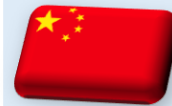
軌道上の物体数



特異な活動例（報道ベース）



- 衛星（ラッチ）による、他国の衛星への異常接近（10km以内）（2017年）
- 衛星（コスモス2504）による、中国が発生させたデブリへの接近（2017年）
- 衛星（コスモス2519）等による、複雑な接近・近傍活動（2015～2019年）
- 地上発射型、宇宙配備型兵器の実験（2020年）
- ミサイルによる衛星破壊実験（ASAT）を実施（2021年）



- 対衛星ミサイル（SC-19）発射実験によるデブリの発生（2007年）
- 衛星（SJ-17）による静止軌道上の他衛星への異常接近（2016年～）
- 南沙諸島ミスチーフ礁に移動式電波妨害装置を設置（2018年）



- 迎撃ミサイルによる人工衛星破壊実験（2019年）

●軍備管理・軍縮に関わる国際的枠組み

宇宙条約

核兵器及びその他の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球周回軌道に乗せること及びこれらの兵器を宇宙空間に配置することを禁止

部分的核実験禁止条約

宇宙空間における核実験を禁止

環境改変技術使用禁止条約

宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止

●軍備管理・軍縮に関わる議論

ジュネーブ軍縮会議（CD）：唯一の多数国間軍縮交渉機関（コンセンサスにより意思決定）

- 1985年から1994年まで「宇宙における軍備競争の防止（PAROS）」に関する特別委員会を設置、新たな条約の作成の必要性等について議論（実質的な成果無し）
- 2008年、中露が「**宇宙空間における兵器の配置及び武力による威嚇または武力の行使の防止に関する条約（PPWT）**」案を提出（2014年に改定版を提出）

国連総会第一委員会：軍縮問題及び関連する国際安全保障問題を議論（決議に法的拘束力なし）

- 2014年から、露が「**宇宙空間に最初に兵器を配置しない（NFP）**」決議案を提出
- 2018年、中露主導でPAROSのための実際的な措置に係る政府専門家会合（GGE）を立ち上げ、2019年にかけて2回の会合が開かれたが、最終的にコンセンサスに至らず、報告書は作成されず。
- 2020年、英国が主導し、我が国を含む22か国が共同で「**責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙空間における脅威の低減**」決議案を提出、**国連総会本会議で164か国の支持を得て採択**。
2021年に採択された決議により、**オープンエンド作業部会（全ての国連加盟国が参加可能。2022-2023年）**を設置。
- 2022年、米国が主導し、我が国を含む11か国が共同で「**破壊的な直接上昇型対衛星（DA-ASAT）ミサイル実験**」決議案を提出。国連総会本会議で155か国の支持を得て採択。

国連軍縮委員会：軍縮分野に関する研究・勧告を行う国連総会の補助機関（コンセンサスにより意思決定。勧告に法的拘束力なし）

- 2018年から、PAROSを念頭においた宇宙における透明性・信頼醸成措置（TCBM）を議題として追加

●我が国の立場

宇宙空間における軍備競争は防止されるべきであるとの観点から、宇宙における軍備競争の問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、国際的な規範形成やCD等における議論に積極的に参加

- 日本の安全保障及び宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保すべく、同盟国及び友好国等と戦略的に連携
- 誤解や誤算によるリスクを回避すべく、関係国間の意思疎通の強化及び**透明性・信頼醸成措置の実施の重要性を発信**
- 宇宙活動に関する国際的な規範形成については、宇宙空間における軍備競争を防止すべく、実効的なルール作りを進めるという観点から、**引き続き国際的な議論に積極的に参加**
- 宇宙における「兵器」の定義は軍民両用（デュアルユース）性等に鑑みて困難。客観的に評価可能な**「行動」に焦点を当てたルール作りを推進**し、各国に宇宙空間における責任ある行動を求めていく。